

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260106	ヤマコ総合物流株式会社 (法人番号 3410001002562) 代表者鳥海寛人	秋田県秋田市向浜1丁目1番地185	本社営業所	秋田県秋田市向浜1丁目1番地185	輸送施設の使用停止(54日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年12月6日、令和7年9月19日及び10月24日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20260108	有限会社丸昭運輸 (法人番号 5420002011394) 代表者水口昭三	青森県五所川原市大字稲実字米崎101番地7	本社営業所	青森県五所川原市大字稲実字米崎101番地7	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項、法第25条第1項第2号	令和7年7月30日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)社会保険等加入義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第14条第2号)	21	21
20260108	有限会社平成運送 (法人番号 4420002018820) 代表者橋本幸子	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎868番地1	本社営業所	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎868番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第15条第4項	令和7年9月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)営業所の位置の変更違反(施行規則第2条第1項第2号)、(2)休憩・睡眠施設の位置・収容能力変更違反(施行規則第2条第1項第6号)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20260121	五王興業有限会社 (法人番号 6410002013770) 代表者中山孝二郎	秋田県横手市十文字町字麻当10番地1	本社営業所	秋田県横手市十文字町字麻当10番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和7年10月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。